

ガソリン等の適正な取扱いについて

ガソリンや軽油は非常に引火しやすく、取扱いを誤ると重大な火災や爆発事故に

つながります。安全確保について次の点を必ず守りましょう。

ガソリン等を取り扱う際の注意点

- ・セルフ式ガソリンスタンドでガソリン等を容器に詰め替える場合は、消防法令に適合した容器を使用して下さい。
- ・セルフ式ガソリンスタンドでは、利用者がガソリンや軽油を容器へ入れることは禁止されている為、免状を保有している従業員に行ってもらうようにして下さい。
- ・ガソリン等を購入する際、免状を保有している従業員に、利用者の本人確認、使用目的の確認及び販売記録作成を行ってもらうようにして下さい。
- ・セルフ式ガソリンスタンドで給油する際、静電気除去シートに触れてから給油して下さい。(静電気による引火を防ぐ為)
- ・火や火花が出る物品や場所の周囲でガソリン等を使用しないで下さい。



ガソリン携行缶



軽油ポリ容器



灯油ポリ容器

※ガソリンを収納するための容器には、様々な基準が法令で定められており、法令に適合した容器を使用する必要があります。法令に適合した容器である一つの判断基準として、KKHマーク、UNマークという適合している旨を示すマークがあります。



※軽油は消防法に適したポリ容器や金属製の容器に入れることができます。また、軽油を金属製の容器に入れた場合は、ガソリンと間違わないように、「軽油」と表示しましょう。

ガソリン等を保管する際の注意点

- ・必ず専用の容器で保管して下さい。（ガソリン・軽油・灯油の表示があるもの）
- ・容器のキャップを確実に閉めて下さい。
- ・直射日光を避け、風通しの良い冷暗所で保管して下さい。
- ・子供の手の届かない場所で保管して下さい。